

県内企業を構成員とする特定建設工事共同企業体の 積極的な活用について

〔平成10年3月30日建管第1373号
各部（局）長、教育長、警察本部長、
公営企業管理者あて土木部長通知〕

〔平成10年3月30日建管第1374号
部内各課（所）長あて土木部長通知〕

特定建設工事共同企業体につきましては、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的としてこれまでも活用してきているところですが、最近の本県建設業をとりまく厳しい経済状況を踏まえ、技術と経営に優れた企業の自主努力を活かせる透明で競争性の高い市場環境の整備をより一層進めて行くとともに、企業連携・協業化の促進による経営基盤の強化を図る必要があります。

そこで、県外企業のみを受注対象者としていた大規模工事等について、入札参加条件を緩和し、県内企業のみを構成員とする特定建設工事共同企業体や県内企業を構成員に含む特定建設工事共同企業体についてもできる限り入札に参加できるよう配慮ください。

（また、貴部（局）関係各課（所）長には、貴職から周知してください。）＊1

（＊1は、建管第1373号のみ）
（建管第1375号各市町村長あて省略）